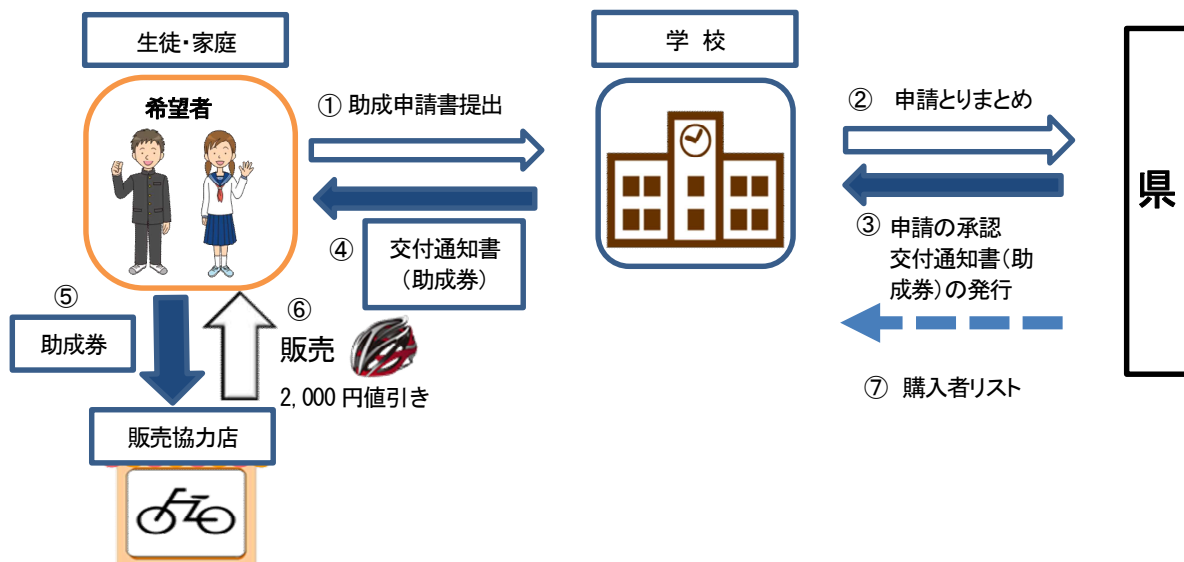


1 助成の手続き

- (1) 自転車ヘルメット購入の助成について、助成を希望する児童生徒（保護者）は「自転車ヘルメット購入助成申請書」を学校へ提出してください。
- (2) 学校は、助成の申請があった児童生徒が以下に該当することを確認のうえ、助成申請書を私学・大学支援課に提出します。
 - ・申請した児童生徒は、自転車通学（部活動での利用など、学校長が認めたものを含む）が許可、または許可見込みである。
 - ・申請した児童生徒は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である。
- (3) 学校は、私学・大学支援課から交付通知書（助成券）の送付を受け、児童生徒に配付します。（入学前年度中に申請を行った各校の新1年生に関しては、私学・大学支援課から、自宅まで直接送付します。）
- (4) 交付通知書（助成券）の交付を受けた児童生徒（保護者）は、「購入者記載欄」に児童生徒名を自署したのち助成券を切り取り、当該助成券を販売協力店に示して一人2,000円の値引きを受けて購入してください。



※前年度中に申請書を提出した各校の新1年生については、学校経由ではなく直接助成券を送付します。

2 留意点

- ・助成券の申請期間は令和5年2月22日から令和6年1月22日までとします。入学前年度中に申請が可能なのは、各校の新1年生のみとなります。また、前年度中の申請については次年度予算を県議会で審議している段階での募集となりますので、審議内容によっては、助成券申請後事業の内容に変更が生じる可能性があります。
- ・前年度中に申請を行った助成券については、3月下旬頃私学・大学支援課から直接ご自宅まで送付します。4月以降に申請を行った場合は、学校経由での助成券の受け取りとなります。
- ・助成券の使用開始日は、令和5年4月1日とします。
- ・助成券の有効期限は、令和6年1月31日までとします。
- ・助成の対象となるヘルメットは、新品で安全基準を満たしたことを示す「マーク」(※)のあるものに限ります。
 - (※) SG：一般財団法人製品安全協会認証 CE：欧州標準化委員会
 - JCF：日本自転車競技連盟 など
- ・ヘルメットの販売額が2千円（消費税込）を下回る場合は、その額が助成額となります。

- ・他の商品等の助成には使用できません。
- ・店舗によりレジでの支払いやサービスカウンターでの支払いなど、手続きが異なる場合があります。助成券を利用することをあらかじめ店舗側に伝え、その指示に従ってください。
- ・発行された年度内での助成券の再発行は原則行いません。
- ・助成券での購入は一人1回です。
- ・令和元年度～令和4年度に交付された助成券は、有効期限を過ぎているため、使用できません。再度、助成を希望される場合は、改めて令和5年度用の助成券を申請する必要があります。

【問い合わせ先】

高知県文化生活スポーツ部 私学・大学支援課 私学支援担当 TEL：088-821-4690